



大野総合法律事務所  
弁護士・カリフォルニア州弁護士  
多田 宏文

本連載では、日本及び米国で特許訴訟やライセンス交渉案件を扱ってきた筆者が、米国特許に関わる実務的な論点をピックアップして解説する。第7回である本稿では、米国特許権に基づく差止請求について説明する。

## 第1 はじめに

本稿では、米国特許権に基づく差止請求について説明する。日本では、特許権侵害が認められれば<sup>1</sup>、極めて例外的な場合を除いて、本案の差止請求が認められる（特許法100条<sup>2</sup>）。また、特許権侵害については、特許権者がこれを実施している場合には基本的に仮処分の必要性（民事保全法23条）も肯定される傾向にあるため、特許権侵害が認められれば、多くの場合に仮処分も認められることになる。しかし、米国では、一定の要件を充足しなければ、差止請求は認められない。

米国でも、仮差止（Preliminary Injunction）と、本案における終局的差止（Permanent Injunction）が存在する<sup>3</sup>。本稿では、この内、仮差止について説明し、次回、終局的差止について説明する。

## 第2 米国における仮差止（Preliminary Injunction）

### 1 仮差止の判断基準

米国において、仮差止は、一般に、(1)本案の合理的な勝訴可能性、(2)差止命令が出されなかった場合の回復不能な損害、(3)不利益のバランス、(4)公益への影響を要件として認められる。これは、特許権に基づく差止についても同様である。例えば、CAFCは、*High Tech Med.*

- 1 特許無効の抗弁が成り立たないか又は訂正の再抗弁が成立する必要がある。
- 2 「特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」（特許法100条1項）
- 3 さらに、必ずしも相手方の審尋を要しない一時的差止命令（Temporary Restraining Order）という手続もあるが、これが認められることは稀なので、ここでは説明は省略する。